

入 札 公 告

三条市告示第 12 号
令和 7 年 1 月 22 日

三条市「広報さんじょう」有料広告枠売却に当たり、購入者を一般競争入札方式により選定するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び三条市財務規則（平成 17 年三条市規則第 40 号）第 162 条の規定により公告する。

三条市長 滝 沢 亮

1 入札に付する事項

(1) 売却する権利

三条市が発行する「広報さんじょう」令和 7 年 5 月 1 日号から令和 8 年 4 月 1 日号までの有料広告掲載を取り扱う権利のうち仕様書で定めるもの

(2) 広告枠の仕様及び数量

「広報さんじょう」有料広告枠売却に係る仕様書及び「広報さんじょう」広告募集要項のとおり

(3) 最低売却額

1,800,000 円

2 入札参加資格要件を満たす者

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の各号に該当しない者であること。

(2) 自社（個人である場合はその者）又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が三条市暴力団排除条例第 6 条の規定により暴力団又は暴力団員若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(3) 三条市の市税の納税義務を有する者にあつては、当該市税の未納がないこと。

(4) 緊急の編集、打合せ等が必要なときに迅速に対応できること。

3 入札参加に必要な事前提出書類

(1) 入札参加申込書

入札に参加する者は、入札参加申込書を提出しなければならない。

(2) 入札参加申込書、仕様書等の交付

ア 交付期間 令和 7 年 1 月 22 日（水）から 2 月 12 日（水）正午まで

イ 交付場所 三条市総務部 政策推進課 広報広聴係

※三条市ホームページからもダウンロードすることができる。

(3) 入札参加申込書の提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 令和7年2月12日（水）正午（必着）
- イ 提出場所 三条市総務部 政策推進課 広報広聴係
- ウ 提出方法 持参又は郵送

4 質問の提出及び回答

入札参加要件を満たしている者は、当該入札に関する事項について質問を行うことができる。

(1) 質問方法

- ア 提出期限 令和7年1月28日（火）
- イ 提出方法 任意の様式
- ウ 提出方法 持参、ファクス、電子メールのいずれかで提出する。ファクス又は電子メールで提出した場合は、必ず電話で三条市の受信確認を行うこと。

(2) 三条市からの回答

- ア 回答期限 令和7年2月3日（月）
- イ 回答方法 市ホームページに掲載するとともに、全ての入札参加者に電子メールで通知する。

5 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 市指定の入札書1枚を作成し、封入・封印の上、提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(2) 入札書の提出

- ア 提出期限 令和7年2月12日（水）正午（必着）
- イ 提出場所 三条市総務部 政策推進課 広報広聴係
- ウ 提出方法 持参又は郵送

6 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

免除とする。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 開札及び落札者の決定方法

- (1) 開札は、令和 7 年 2 月 12 日（水）午後 2 時に三条市役所内で行う。
※入札参加者による立会いは不要
- (2) 入札した者のうち、最低売却額以上の最高価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 上記に該当する者が 2 者以上いるときは、後日、くじにより落札者を決定する。

10 契約の締結及び契約金額

(1) 契約の締結

契約は、開札日の翌日から起算して 7 日以内に締結しなければならない。
落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。

(2) 契約金額

契約金額は、落札が決定した入札書記載の額に、100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

11 契約保証金

免除とする。

12 広告掲載基準等

掲載する広告の内容及び掲載の方法等は、三条市広告掲載取扱要綱（平成 19 年三条市告示第 222 号）、三条市広告掲載の基本的な考え方及び「広報さんじょう」広告募集要項で定める規定に準ずること。

13 問合せ先

三条市 総務部 政策推進課 広報広聴係

住 所：〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目 3 番 1 号

電 話：0256-34-5523

E-mail：seisaku@city.sanjo.niigata.jp